2004.8.31 発行

## それは憲法ではない 政府が拘束されないなら、

橋爪

憲法は、契約であり、法である。憲法を、社会と政府のもっとも基本的な法として尊重するのは、「法の支配」の一

う。少し遠回りにみえるが、「法の支配」を補助線に、憲法をいちから考えなおしてみたい。 けれどもこの、「法の支配」がどういうことなのかという感覚が、日本人にはなんとなくしっくり来ていないように思

法廷でも対等に扱われる。これが、ユダヤ・キリスト教やイスラム教に受け継がれた。近代法を考える場合、 配は、重力の法則のように当たり前になっている。 「法の支配(the rule of law)」はもともと、ローマ法の概念である。法のもとでは、家柄や身分に関係なく誰でもが平等で、 法の支

「法の支配」は、「神の支配」「人の支配」と比べるとわかりやすい。

うことになる(神の支配)。神は、統治者(王)である。 える。神は、人びとにとって「主」(人びとは神にとって「僕」)である。そこで、神聖政治(theocracy)が社会のあるべき姿だとい 一神教(ユダヤ教、キリスト教、イスラム教)は、神が宇宙を創造した(したがって、この世界を支配するのが当然である)と考

まうのである。 られているだけだ。 ところが神は、現実に人びとの王となって、めんどうを見てくれるわけではない。神の命令が、契約(聖典)にまとめ 神の支配を実現しようと思うと、どうしても、 神の命令(=契約=法)に従う、 法の支配に移行してし

支配したのでは、 かならないのだが、その場合にも、統治者(主)が神の委任を受けて政治をしているという建て前にこだわる。 に反対する。神と無関係に、 このようなわけで、一神教の文明は、神の支配(そして、そこから派生する法の支配)を重視するいっぽう、 まとめよう。法の支配は、人が人を支配しないための工夫である。人びとはみな、対等で自由な存在だ。 その原則が踏みにじられる。 人が人を支配してはいけないのだ。もちろん実際の政治は、 人が人を支配する現象にほ 人の支配 人が人を

P80-81 講談社

たとえば伝統中国では、法は、統治者の命令、すなわち、人が人を支配するための手段だった。「法の支配」は「人の これに対して、キリスト教文明圏の外側では、法の支配の考え方が根づかなかった。

法を、自分の権利や自由を守ってくれるものだと考えない。中国の法体系(律令)を受け継いだ日本でも、このような感 支配」と対立せずに、その一部なのである。統治者は、法に拘束されない。また人びとは、法をいやなものだと思う。 配」にも反対しなければならなくなる。 覚が支配的である。 人びとは誰しも、 統治者の言うままになりたくない。「人の支配」に反対する。すると、「法の支

日本人の法感覚を言葉にすると、こんな感じである。人が人を支配するのはよくない。人と人の間に法が介在する

橋爪 大三郎(はしづめ・だいさぶろう)

集』(春秋社)など多数。

東京工業大学大学院社会理工学研究科教授。1948年生

まれ。東京大学文学部社会学科卒業。専門は理 学、宗教社会学、現代アジア研究、現代社会論。 は『はじめての構造主義』(講談社)、『人間にとって法と は何か』(PHP)、『言語/性/権力 橋爪大三郎社会学論

る。 のもよくない。もっとも望ましいのは、人びとが平和に暮らしていくことだ。それには人びとが、よく話し合い、仲よ くならなければならない。法よりも、人の善意を信用しようとする。 日本人が、「法の支配」に抵抗があるのは、「人の支配」に抵抗があるからだ。 だが、現実には、政治(人が人を支配する現象)は必要である。すると、政治を、法によってコントロールできにくくな 人びとは、「人の支配」の不在を歓迎す

定したのでない憲法は、改正できない。だから、一度も自分たちの手で、憲法を改正することはなかった。 憲法より前に、アメリカ軍の日本占領があった。政治がまずあって、その必要から憲法ができたのだ。自分たちで制 大日本帝国憲法より前に、明治の専制政治があった。政治がまずあって、その必要から憲法ができたのだ。日本国

ないと、憲法としての機能を失ってしまうだろう。 間の契約とは考えられていない。政府が拘束されないのなら、それは憲法でない。日本国憲法は、このまま改正され ないほど大きくなる。矛盾が誰の目にも明らかになる。第九条は、その典型だ。ところが、憲法は改正されない。政 府(行政府)が「憲法解釈」を変えてしまうので、その必要がない。 憲法にいくらよいことが書いてあっても、社会はどんどん変化していく。すると、憲法と現実とのズレが、無視でき つまり憲法は、厳密な意味で、 人びと(国民)と政府との

「法の支配」の感覚が不十分なのは、「神の支配」を本気で考えたことがないためかもしれない。ともかく、 それでも時代は動く。日本人は、 憲法改正をやりとげることができたら、よくやったと言うべきだ。 「法の支配」の感覚が不十分なまま、憲法改正を議論しなければならなくなった。 どんななか